

G 7 及び一連の国際会議について

(付論) IMF クォータ等の改革の進展

国際局国際機構課課長補佐 御友 重希
国際局開発機関課課長補佐 端本 秀夫

IMF・世銀総会は両機関の全184加盟国の大臣級総務による最高意思決定機関で、1946年以降毎年秋、3年毎にワシントン以外の地で開催される。今年は、1997年9月の香港総会以来、97～98年のアジア通貨・金融危機を経てアジア諸国とIMFとの間にある種の心理的距離が生まれて以降、9年ぶりにアジアのシンガポールにおいて、9月19～20日に開催された。これにあわせ、16日には、我が国が議長国としてG7（7ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議）を主催。17日に国際通貨金融委員会（IMFC）、18日にIMF・世銀合同開発委員会等が開催された。本稿では、これらG7からIMF・世銀総会に至る一連の国際会議における議論の概要について紹介することとしたい。

また、今回はIMFクォータ改革の総務会決議案が総会前の投票・成立に向けて全加盟国に送付され、18日夜、同決議案が90.6%の賛成多数で採択された。一昨年、IMF・世銀が設立合意60周年を迎えて以降、両機関の改革の機運が高まる中、我が国は、特にIMFのクォータ（各国の投票権等の基礎となる出資額）の配分について、増大する経済力に比して出資が過小なアジア諸国をはじめとした新興市場国に実力相応の責任と役割が与えられるよう改革する必要があるとの主張を行ってきた。今回のG7やIMFCでも議論され、決議案の採択を受け、総会において今後2年間でIMFガバナンスの包括的な改革を行うことに合意。我が国はこれ

を歓迎し、期限内の着実な実施の必要性と改革全体の成功に向け引き続き主導的役割を果たしたい旨の大臣声明を発表した。本稿では付論として、こうしたIMFクォータ等の改革の進展について紹介したい。

なお、付論において個人的見解や私見と断った部分は特に、筆者の個人的な雑感や意見の類を記したもので、我が国の公式見解や立場を表すものではないことをお含み置きたい。

【共同声明、日本国ステートメント等】

<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>

G 7

主要国間で政策協調を行う場として1973年以来、日、米、英、独、仏によるG5が開催されていた（例えば、1985年9月の「プラザ合意」（「主要非ドル通貨の対ドル・レートのある程度の更なる秩序ある上昇が望ましい」との声明）。G7は、G5を発展させる形で、サミット参加7か国間で世界経済の運営に関する政策協調を行う場として、1986年の東京サミットにおいて設立が合意された。第1回G7は1986年9月にワシントンD.C.で開催され、以後、1987年2月の「ループル合意」（「各通貨間における為替レートのこれ以上の大きな変動は、各国における成長及び調整の見通しを損う恐れがある」との声明）等を取りまとめてきた。

現在G7は、通常、春のIMFC及び秋の

IMF・世銀総会の機会に加え、冬にも開催されており、マクロ経済政策のサーベイランス（各国の経済状況・政策の監視及び協議等）、国際金融システムに関する議論の他、開発、新興市場国・地域の経済等の幅広い政策課題について議論が行われている。G 7 のメンバーは、日、米、英、独、仏、伊、加の財務大臣及び中央銀行総裁であり、各国の出席者については、財務大臣、財務大臣代理及び中央銀行総裁の 3 名とされている。

今回の G 7 は 16 日、我が国が議長国としてシンガポール総会にあわせて主催。G 7 では、会合開催場所の国の財務大臣（ワシントン D. C. 開催であれば、米財務長官）が議長を務めるが、今回のシンガポールのように、G 7 諸国以外で開かれる場合、地理的に最も近い国（日本）の財務大臣が議長を務めることとなっている。今回、谷垣財務大臣が議長を務めた他、我が国からは、福井日本銀行総裁及び渡辺財務官が出席し、世界経済の動向や、国際金融機関の改革等について議論された。

その結果、大凡以下の成果が得られた。

- (1) 世界経済の総じて堅調な成長が見込まれる中で、潜在的リスクに対して警戒を続けることで、各国の認識が共有されたこと。
- (2) 国際収支の世界的不均衡の秩序ある調整に向けて、各国がそれぞれ適切な国内の経済政策を続けていくことが再確認されたこと。
- (3) IMF 改革に関して、今後の道筋・スケジュールなどについて明確に合意されたこと。

なお、G 7 に先立ち、G 7 メンバーと中国、シンガポール及びタイの財務大臣との会合が行われ、アジア経済を中心に、特に持続的成長に必要な消費、投資及び貯蓄に焦点を当て、率直な意見交換が行われた。

1. 世界経済

世界経済の動向に関しては、G 7 各国・地域の成長は総じて好調で、新興市場国・地域（新

興市場エコノミー）の経済も全体的に堅調である一方、高値で変動の大きいエネルギー市場、幾つかの国でのインフレ懸念、保護主義的傾向という、潜在的下方リスクも伴っている、との認識で一致した。

国際収支の世界的不均衡の是正には、改めて言うまでも無く、既にコミットしている、

- ①米国は更なる財政健全化、
 - ②欧州は更なる構造改革、
 - ③日本は財政健全化を含む更なる構造改革、
- を推進することが重要であることを再確認。これを受け、今回の共同声明では、「世界的不均衡の秩序だった調整のため、健全な政策遂行の強いコミットメントを再確認」とされた。また、アジアを含む新興市場エコノミーにおける消費拡大や金融市場の整備等による投資拡大、産油国の増収の有効活用も重要となってきており、G 7 以外の国に対しても、国際収支の世界的不均衡是正のための共同責任を果たすよう求めていくことで意見が一致した。

次に、石油を含むエネルギー価格に関しては、市場データの透明性・信頼性の向上、供給国の投資、消費国のエネルギー効率化、産消対話の継続等に関わる従来の取組を更に求めていくことで認識が一致した。また、今後需要の急増が予想される新興市場エコノミーなどに対し、省エネなどにかかる技術支援を行っていく用意があることを確認した。

貿易については、可能な限り早期のドーハ開発ラウンド再開に必要な、政治的意思及び柔軟性を示すよう全関係者に懇諭することで見解が一致した。さらに、援助効率性の原則と整合的な、低所得国に対する貿易のための援助の重要性や偽造品・海賊品の製造との闘いの必要性についても確認した。

また、為替政策については、今後とも、これまでの G 7 共同声明における為替についての基本的考え方、（すなわち「為替レートは経済ファンダメンタルズを反映すべきであり、為替レートの過度の変動や無秩序な動きは経済成長

にとって望ましくない」との考え方)に基づいて行っていくことが重要との認識で一致した。

2. 国際金融機関の改革

国際金融機関の改革については、世界経済が変化する中、IMFの正統性等を維持するため抜本的な改革が必要であることに合意した。その上で、今回のIMFクォータ改革の決議案を歓迎し、全加盟国の支持を促すとともに、IMFに決議の2年間の時限内での必要な作業の完遂を促すことで見解が一致した。

我が国は、クォータ改革の決議案に盛り込まれた2年間の改革パッケージを経て、はじめてクォータ改革全体がフェアで意味のあるものとなるとの考えの下、アジア諸国をはじめとした新興市場国や低所得国を含む加盟国全体のIMFに対する信頼性が確保できるよう、本決議案が成立した後の議論においてもイニシアティブをとっていくことを表明した。

また、IMFの分析能力を一層強化し、枠組みを近代化することを通じて、サーベイランスの実効性を強化することの重要性が強調され、2007年春の会合までに作業を完了することに期待が示された。さらに、資本収支型の金融危機を予防する新たな融資制度についても議論を行い、具体的提案を2007年春の会合までに提出しようIMF専務理事に求めることで合意した。

3. その他

開発問題について、開発途上国における債務救済後の債務持続性の問題につき議論がなされた他、「ワクチンの事前購入コミットメント(AMC)」や「万人のための教育(EFA)」の進展が歓迎された。

また、国別・地域問題についても議論が行われ、中東情勢に関連し、レバノン政府の復興・開発に対する取組を支持し、ドナーのコミットメントを歓迎するとともに、西岸及びガザの経済状況についても議論があった。イラクが国造りの方針を明確にし、国際社会から支持・支援

を得るべく、本年末を目途に「イラク・コンパクト」を策定することにも支持が集まった。

このほか資金洗浄・テロ資金対策等についても議論が行われた。

【G 7 2006 専用サイト】

<http://www.g7.mof.go.jp/ja/index.html>

国際通貨金融委員会 (IMFC)

IMFCは、国際通貨・金融システムに関する問題についてIMF総務会に勧告・報告することを目的として1947年設立したIMF暫定委員会を常設化し、改編・強化することにより1999年9月に設立された(同年6月ケルン・サミットのG 7蔵相会合において設立合意)。春と秋の総会前の年2回開催されている。

IMFCの出席者は、「(付論) 4. IMFのガバナンス構造」に後述するような各理事選出母体を代表する24名の委員(大臣クラス又は代理)とデ・ラトIMF専務理事となっており、今回我が国からは福井日本銀行総裁が大臣代理として出席。ウォルフォウィッツ世銀総裁、カラスキージャ合同開発委員会議長(コロンビア共和国財務大臣)、ラミーWTO(世界貿易機関)事務局長の他、OPEC(石油輸出国機構)、BIS(国際決済銀行)、FSF(金融安定化フォーラム)、OECD(経済協力開発機構)等の国際機関の代表がオブザーバーとして参加し、ブラウン英大蔵大臣が議長を務めた。

今回の会合では、世界経済と金融市場に関しその見通し、リスク及び政策対応についての議論の他、IMFの中期的戦略等についての議論が行われた。

1. 世界経済と金融市場

現在の力強く裾野の広い世界経済の成長が歓迎され、成長は2007年も引き続き力強いものと予測される一方、インフレ圧力の上昇、消費の減速、エネルギー価格、保護主義によるリスク

もあり、今後 IMF の優先すべき問題として、国際収支の世界的不均衡、石油価格、逼迫化する金融環境移行、財政持続性等が挙げられた。多国間貿易自由化の必要性も強調された。

先進国の金融政策について、インフレ期待を堅実に抑制しながら、価格安定と成長への相対的なリスクをバランスさせる必要性が確認された。現在の良好な経済環境は、人口高齢化の課題に対処するため、社会保障と年金改革を通じ、野心的な財政健全化を進める機会を提供していると指摘。生産性向上のための構造改革も必要とされた。他方、脆弱性が残存する新興市場エコノミー等においては、財政の強化、インフレ期待の抑制、金融セクター機能の改善及び持続可能な国際収支ポジションの確保のために更なる取組が必要とされた。

国際収支の世界的不均衡の秩序だった調整を支えるため、以下のような合意された政策について持続的な取組を求めることで一致した。

- ① 米国における財政健全化を含む国民貯蓄の引上げ。
- ② 欧州における成長強化のための改革の一層の進展。
- ③ 日本における財政健全化を含む更なる構造改革。
- ④ 新興アジアにおける、幾つかの経常収支黒字国の為替相場のより一層の柔軟化を伴う、国内需要の喚起。
- ⑤ 産油国における、ゆとりある供給能力とマクロ経済的安定に整合的な支出の増加。

国際エネルギー市場における高く不安定な価格に対して懸念が示され、産油国における投資の増加、消費国におけるエネルギー節約、石油データの質と透明性の改善のための措置、石油生産者と消費者のより緊密な対話、などの必要性が確認された。

さらに、多国間貿易自由化の必要性に関しては、交渉早期再開及び年末までの野心的かつ成功裏の成果のために、主な貿易国のリーダーシップを要求。「(技術援助のための IMF・世銀

等の) 統合枠組み」と「貿易のための援助」にかかるタスク・フォースの報告、及び統合枠組み強化のためのドナーによる資金コミットメントが歓迎された。また、国際社会は各国独自の貧困削減の取組を支援すべき点でも一致した。

2. IMF の中期的戦略等

IMF の中期的戦略に関しては、「(付論 3.)」以降に後述するように、一昨年に IMF・世銀が設立合意60周年を迎えて以降、特に IMF の戦略的改革の機運が高まり、これまでの議論を総括した専務理事報告が昨年 9 月の IMFC に提出され、本年 4 月の IMFC には、この中期的戦略の具体的な実施に向けた専務理事報告が提出された。以降、まずはガバナンスやサーベイランス（各国の経済状況・政策の監視及び協議等）、資本収支危機予防のための新たな融資制度といった基幹的な分野の見直しを中心に議論・作業が本格化し、半年後ここシンガポールにおいて具体的な成果が上がっている。

IMFC においても、まずは共同声明の冒頭にあるように、IMF クォータ（各国の投票権等の基礎となる出資額）等のガバナンス改革の重要性が強調され、理事会に対し、必要な作業を建設的かつ迅速に行うことが要請された。

また、サーベイランス機能の充実に関し、多国間のサーベイランス協議であるマルチ・コンサルテーション（多国間協議）のアプローチを歓迎し、専務理事によって第 2 回以降のテーマの可能性につき提案が行われることに期待が示された。さらに、IMF 協定第 4 条に記されている加盟国の責任と、金融政策、財政政策、為替政策に関わるサーベイランスの基礎・目的について、加盟国の共通理解及びコンセンサスを確保するため、1977年の為替政策に関するサーベイランスについての理事会決定を近代化する観点から見直しが行われていることが歓迎された。サーベイランスの中期的な目的、優先事項、責任を示す付託事項に関するこれまでの作業に留意し、サーベイランスの実効性を改善する作

業の一部として、更なる作業が行われることを期待し、春の会合で付託事項の進展を含め議論を行うこととなった。

新興市場国を支援するため、資本収支危機予防のための新たな融資制度についての最近の理事会における議論を歓迎。次回の会合までに、専務理事により具体的な提案が行われることに期待が表明された。

その他、低所得国において援助の増加や債務免除の効果を確保し、非持続的な債務を新規に負うことを避けることの重要性が強調された。

また、IMF と世銀の協力強化及び責任区分の明確化に向けた作業が歓迎され、IMF 全体の予算の現状から、新たな収入源の提案に期待が表明された。

さらに、資金洗浄・テロ資金対策（AML/CFT）の執行を促進する観点から IMF と FATF（金融活動作業部会）の協力体制を深めることが要求され、包括的な国別評価を公表するよう促された。

IMF・世銀合同開発委員会

IMF・世銀合同開発委員会は、開発を巡る課題について IMF・世銀の総務会に勧告するために1974年に設立され、通常、年2回（春、秋）開催される。今回は、9月18日（月）にシンガポール（サンテック国際会議場）で開催され、わが国からは赤羽財務副大臣、渡辺財務官等が出席した（議長はコロンビア共和国のカラスキージャ財務大臣）。

今回は、①世銀のガバナンスと汚職防止の取組みの強化、②世銀の中所得国への関与のあり方という2議題が主要議題とされたほか、③クリーン・エネルギーと開発のためのエネルギー投資枠組み、④万人のための教育、⑤貿易のための援助という3議題について世銀事務局からプロGRESSレポートが提出された。以下、2つの主要議題についてそれぞれ解説したい。

1. 世銀のガバナンスと汚職防止の取組みの強化

世銀のガバナンスと汚職防止の取組みの強化戦略は、被支援国のガバナンスを改善し、汚職を防止することが中長期的な経済成長に資すること、ガバナンス強化の方針が世銀の現場のオペレーションにまで徹底されていなかったとの過去の教訓・経験等を踏まえて策定された。

世銀が国別支援戦略を策定する際に被支援国のガバナンスの強固さの程度に応じて関与のあり方を差別化することが中心であり、具体的には、①ガバナンスが強固な被支援国（一部の国）はその自助努力を尊重し、②ガバナンス改善が課題となる被支援国（多数の国）はガバナンス強化を国別支援戦略の中心課題とし、③ガバナンスが脆弱で汚職が横行している被支援国（一部の国）は非貸付サービスに重点を置く（貸付の供与を停止し技術協力のみ供与する場合も含む）というものである。

こうした国全体の戦略策定レベルの取組みに加え、個々のプロジェクトレベルでも汚職防止措置や苦情受付・監視の強化等の措置を講じること、グローバルレベルでも他のドナーや市民団体、メディアとの連携を強化する等の取組みを行うことも提案された。

各国は、世銀の取組みの進展を歓迎するとともに、被支援国のオーナーシップとリーダーシップが重要であること、被支援国のガバナンスの程度に応じて関与の態様を差別化するに当たっては取り扱いの一貫性や公平性が必要であること、世銀理事会による継続的な監督が重要であること等の点で認識が一致した。

2. 世銀の中所得国への関与のあり方

世銀は、準商業ベース（金利：Libor＋17～25bp程度）で長期貸付を行うIBRD（国際復興開発銀行）と、原則金利なしで長期貸付を行うIDA（国際開発協会）とに大別される。ここでの中所得国とは、準商業ベースのIBRD貸付の対象となる国という意味であり、原則と

して、一人当たりのGNI（国民所得）が1,025ドルから6,055ドルの国である（現在79カ国）。

中所得国は世界の貧困層（1日2ドル以下で生活）の約7割が居住する一方、国際金融市場へ常時アクセスすることが可能な国も含まれるなど多様である。中所得国の世銀に対するニーズが多様化していることを背景に、①戦略面では、各国の優先事項を反映した柔軟な国別パートナーシップ戦略の策定、気候変動などの国際公共財への関与の強化、②金融サービス面では、手続きの合理化等の非金融費用の削減や現地通貨建て融資の強化、③知識サービス面では、手数料を徴収する知識サービスの拡大、④パイの援助機関を含む他の援助機関との連携強化が提案された。また、世銀（IBRD）からの卒業政策についても議題とされた。

わが国は、世銀の中所得国支援は被支援国の多様性に応じた差別化が必要であり、国際金融市場へアクセスのある国については非貸付サービスに重点をおくとともに貸付サービスは気候変動等の国際公共財や貧困地域の貧困削減に影響の大きいプロジェクトに限定すべきこと、国際金融市場へのアクセスの程度の高い国はより早期に世銀からの卒業協議を開始する方向で卒業政策のあり方を見直す必要があること、中所得国のうち新たな貸手・ドナーとして低所得国に対する貸付・援助を行っている国は、借入国の債務持続可能性を考慮した貸付を行うなど国際的な協調枠組みを遵守する必要があること等を提案した。

各国は、中所得国の多様性を反映した柔軟なパートナーシップ計画とするとの世銀事務局の提案を歓迎するとともに、中所得国は発展に応じて最終的に世銀貸付から卒業することを認識すること、世銀に地球規模の課題への重点的な取組を懇願すること、世銀が他の開発機関との連携を強化すること等を合意した。また、債務免除を実施した国で過度の借入が再度行われないう、全ての貸手がIMF・世銀共同の債務

持続可能性枠組みを遵守するよう要請することを合意した。

IMF・世銀総会

IMF・世銀総会は各加盟国の全184加盟国の大臣級総務による最高意思決定機関で、今年第61回、ガイアナ協同共和国のバラット・ジャグデオ大統領を議長に、1997年9月の香港総会以来、9年ぶりにアジアで開催された。

議長に続き演説を行ったデ・ラト IMF 専務理事は、冒頭、昨晚 IMF クォータ（出資）及びボイス（投票権）の改革に関する総務会決議案が圧倒的多数で採択されたことを報告。こうしたガバナンス改革は IMF の将来にとって重要で、IMF の実効性を向上させ、他の改革全てに正統性を付与するものであるとし、今後2年間で合意された一連の改革を実施する決意を示しつつ、国際協調の精神が IMF において健在であることが示されたとして総務各位に感謝の意を示した。そして、前回アジアの香港で総会の開かれた1997年当時のアジア経済の危機に言及し、IMF は引き続きアジア諸国と協力して更なる世界経済と金融市場への統合を通じた持続的成長を支援していくと表明。昨年、東南アジアに対する外国からの直接投資が380億ドルに達し、経済危機前の水準を上回ったことを、アジア地域に対する国際的な信認の高まりと歓迎した。さらに、世界経済の見通しと課題、グローバル化と国際協調、IMF の中期的戦略と改革の意義等に言及した。

続いて、ウォルフォウィッツ世銀総裁が演説を行った。在任したこの1年間、世銀グループの融資が過去最高額を達成したことを歓迎し、ミレニアム開発目標の達成に向け、質的改善や関連機関との協調等に引き続き努力する必要性を指摘するとともに、関係各位に感謝。続いて、歴史的な貧困削減の歩み、アフリカ・アクション

ン・プランのこれまでの歩みに言及し、援助規模の拡大、中所得国も含めた世界規模のリスク管理等の責任の拡大、適切なガバナンスと汚職防止への取組への関与拡大、民間セクターの活用と開発のための貿易の促進等につき世銀グループの進むべき方向性を示した。

我が国からは、赤羽副大臣が出席し、総務演説を行った。演説では、IMF クォータ等の改革の進展を歓迎し、今後の改革の方向性を示すとともに、開発に関する諸課題について我が国の考え方を示した。

冒頭、昨日のIMFのクォータ及びボイスに関する改革案の採択を歓迎するとともに、近年、全く動きのみられなかった加盟国のクォータ配分を世界経済に占める地位に合わせることを通じIMFのガバナンス構造を国際社会に有効な役割を果たし続け得るものと変えるよう主唱してきた我が国として、今後2年間にわたるガバナンス改革が真に有意なものとして着実に実行されることが重要との考え方を示し、引き続き今後の議論の進展に可能な限りの貢献をしていく旨表明した。

サーベイランスの改善・強化に関して、IMFがそのマクロ経済に関する知見や分析能力を活かし、国別、地域別、そして多国間で行うサーベイランスは、IMFが提供できる基幹的な機能であり、その能力向上、合理化、重点化のための不断の努力を重ねることに期待を表明。具体的には、①今後数年間のサーベイランスの目的、優先事項を明確にすること、②マルチ・コンサルテーション（多国間協議）が始まったこと、③為替に関するサーベイランスの機能・分析能力の検証や1977年の理事会決定の見直しも含めた検討が進められていることを歓迎するとともに、来春の会合までに結論を得るべく議論の進展に期待を示した。

また、グローバル化及びそれに伴う国際資本移動の増大がもたらす利益を享受し急速な発展を遂げる新興市場国に対して、拡大する国際的

な資本移動の急激な反転による資本収支型の金融危機を事前に予防し、一度危機が生じてしまった場合にも迅速に対応しうる toolkit を整備することによって、これら諸国からの信頼性を高めていく努力が必要で、この点、新たな融資制度が理事会に示され、議論が進められていることを歓迎し、来春の会合までに報告が提出されることに期待を表明した。

開発に関する諸課題については、アフリカ支援に引き続き積極的に貢献していくことを表明し、本年5月の東京での開発経済に関する世界銀行年次会合を紹介しつつインフラ支援の重要性に言及した後、IMF・世銀合同開発委員会で議論された3つの課題について我が国の考え方を示した。

世銀の中所得国への関与については、資本市場に安定的なアクセスを持ち、国内貯蓄も豊富な中所得国については、卒業も視野に入れながら、そのような中所得国自身の努力を助けるための非貸付サービスに重点を置くとともに、貸付サービスは気候変動等の国際公共財や貧困地域における貧困削減に特に影響の大きいプロジェクトに限定していく必要性を強調した。

ガバナンスと腐敗防止の取組みの強化については、世銀の取組みを歓迎する旨述べた。

クリーン・エネルギーと開発のためのエネルギー投資枠組みについては、「低炭素経済への移行」に関し、リソースの限られた世銀においては、既存の商業化された技術の活用、とりわけ省エネ技術の活用に重点を置くことが重要であること等を述べた。

IMF・世界銀行の設立から60余年、この間、経済社会のグローバル化等これらを取り巻く環境は劇的に変化した。こうした変化はダイナミックかつ構造的で、場当たりの対応では、顧客で同時に株主である加盟国の求めに応じられず、国際社会から見放されかねない。IMF・世界銀行は、まず各々、本来の使命を明確にし

た上で、こうした使命への忠誠を明確にするとともに、こうした時代の変化に応じ、サーベイルランス、危機の予防、開発援助・支援等の基幹業務の能力向上、合理化、重点化と、これらを促すガバナンス構造の改善に向け不断の見直しを行っていくことが求められている。こうした観点から、最後に、両機関のマネジメント及びスタッフの更なる努力と加盟国の英知と忍耐、

協力によって、将来も、両機関が国際社会の安定と発展に主要な役割を果たし続けていることに期待を表明した。

【各国総務演説等（主に英文）】

<http://www.imf.org/external/am/speeches/listamp.aspx?year=2006>

（付論）IMF フォータ等の改革の進展

国際局国際機構課課長補佐 御友 重希

1. IMF の歴史

一 国際通貨・為替制度の歴史一

IMF 改革を紹介する前に、まずは簡単に IMF の歴史と時代の求める役割の変遷を概観したい。IMF の歴史を大雑把なりとも時を追って振り返ってみると、個人的雑感ではあるが、それは第 2 次世界大戦に至った歴史の反省に立って構築が試みられた国際通貨・為替制度の歴史そのものと見ることができる。

IMF（国際通貨基金）は、1944年7月、米国ニュー・ハンプシャー州のブレトン・ウッズにおいて開催された連合国際通貨金融会議において調印された IMF 協定に基づき、通貨に関する国際協力の促進、為替の安定の促進、これらによる世界貿易・経済の拡大、国際収支困難に陥った加盟国への融資等を目的として1945年12月に設立。翌46年3月に第1回総会が米国サバンナにおいて開催され、業務が開始された。IMF と同時に合意に至った IBRD（国際復興開発銀行（世界銀行））協定とともに、金・ドル本位の固定相場制を基本とする「ブレトン・ウッズ体制」が構築された。

このブレトン・ウッズ体制は、より広義にとらえれば、IMF、世界銀行、ITO（国際貿易機構）の3本柱からなっていたと考えられる。

（ITO 設立までの暫定的取極として GATT（関税及び貿易に関する一般協定）が95年まで続き、以降 WTO（世界貿易機関）が発足している。）第 2 次世界大戦に至った歴史の反省に立ち、GATT を通じた貿易自由化と IMF による固定相場の維持、為替規制の撤廃によって、世界貿易・経済の安定的な拡大・発展が目指された。また、固定相場維持の前提として各国に資本規制を求めていたため、世界銀行が貯蓄不足の国が成長するために必要な外国資本を供給する、という構造となっていた。こうしたトロイカ体制において、IMF は国際的な通貨・金融機関としての役割を担っており、前記した IMF 協定第 1 条の目的は、こうした設立当初に規定された IMF の役割・位置づけを反映したものと見ることができる。

その後、60年代の米国の国際収支赤字によるドルの信認低下や平価変更の思惑、あるいは資本移動の自由化による為替投機の激化などから、ブレトン・ウッズ体制では必ずしも有効に対応

できない局面が出現。ドルを補完する人工的な流動性としての SDR の創設といった試みがなされたが、結局その後1971年8月には米国はドルの金に対する交換制を停止し（ニクソン声明）、ドルは他国通貨に対して事実上大きく切り下げられることとなった。ここに金・ドル体制による固定相場制としてのブレトン・ウッズ体制は崩壊し、金の裏付けを持たないドルとの固定相場制度である「スミソニアン体制」を経て、73年には主要通貨のほとんどが変動相場制に移行した。このような IMF に求められる役割の転換を受け、78年に発効した第2次 IMF 協定改正では、従来の固定相場制の原則が改められ、為替相場制度は各国の自由な選択に委ねられることとなった。

しかし、こうして到達した変動相場制についても、相場の乱高下、経済のファンダメンタルズに見合った水準からの乖離、対外不均衡の持続などの問題点が指摘されており、85年のプラザ合意、87年のルーブル合意、その後の G 7 における合意など、主要国間の緊密な政策協調を通じて、変動相場制の機能改善を図る努力は今日に至るまで続けられている。

現在184カ国の加盟国を有する IMF は、世界のほぼ全ての国が加盟する国際金融機関となり、その期待される役割もますます大きくなっている。我が国は、国際連合加盟を控えた1952年8月13日、51番目の加盟国として加盟。現在、米国に次いで第2位の出資国で、自ら理事を任命できる5任命理事国（米、日、独、英、仏）となっている。我が国は、IMF の一角を担い、IMF を支える国として、IMF が世界経済の安定的な発展に貢献し続けられるよう如何に改革すべきかといった視点から、積極的に議論に参画してきており、こうした面における我が国の貢献に対する期待も高まってきている。

2. IMF を取り巻く変化

ーグローバル化と国際金融資本市場の発展等ー

こうした中、2004年、ブレトン・ウッズ機関（IMF・世銀）の設立合意から60周年を迎え、世界各地で記念行事や国際会議が行われた。「60周年」は、日本では60年で再び生まれた年の干支（暦）に還る、還暦として祝うが、干支の生みの親である中国においても、清朝の乾隆帝が造園シアヘン戦争で荒廃した頤和園を西太后が還暦を祝うために巨額の海軍費用を流用して再建した話もあり、西洋でも、バビロニアの60進法や2世代（two generations）の発想からか、60年祭（diamond jubilee）として祝い、結婚60周年はダイヤモンド婚式で、ヴィクトリア女王の即位60周年は、ダイヤモンド・ジュビリーとして盛大に祝賀された。これも全くの私見だが、洋の東西を問わず、人生や一時代を経て振り返る一つの区切りとして認識されており、設立合意60周年が IMF 等の歴史を振り返るにあたって、重要な節目の年と考えられたものと思われる。

それでは、IMF がこの60年の時を経て、近年どのような時代の変化に直面しているか。60周年目の2004年6月、スペインの元第一副首相兼経済大臣のデ・ラト氏が IMF 事務方トップの専務理事に就任し、大半を自ら書き下ろし、翌年9月に IMFC に提出した IMF の中期的戦略に関する専務理事報告の中で、IMF が直面し、ある時はこれに対抗し、ある時は受容して克服すべき時代の変化として挙げたのが、グローバル化とその進展であった。

グローバル化の進展は先進国を含む世界各国に機会と挑戦をもたらす。日米欧の多国籍企業のみならず、これまで主に国内で活動してきた企業やそこに働く個人にとっても経営環境や勤務・生活環境が激変し、日々競争の舞台が国境を越え、新たに急速に広がっていく時代となっている。

こうした実需のグローバル化の進展は、海外

への投資、資金の貸付・調達といった国際的な資金移動である国際資本移動を増加させ、近年、世界経済の拡大、情報通信技術の進歩、規制緩和などを背景に、その規模を急速に拡大させている。さらに、貿易等の実需を伴わない国際資本移動が急拡大し、一説では為替取引量は貿易額の40～50倍になるとも言われている。

一般に、金融資本市場の自由化・国際化は、企業の資金調達及び運用の自由度の増大、世界から主要な金融プレーヤーが集まることに伴う様々な情報の流入等を通じて、基本的には国民経済全体の効率化に資すると考えられる。特に新興市場国は、実際、こうした国際資本移動の増大がもたらす利益を享受し、急速な発展を遂げている。しかし、一方で近年の金融技術の急激な発展は、巨額かつ急激な資本移動を可能とし、その影響で国際金融資本市場が危機に陥るリスクが、特に脆弱性を依然抱える新興市場国に見られるようになってきている。97年に発生したアジア通貨危機や近年の南米経済危機は、市場の信認の低下による短期資金の急激な流出によりこうしたリスクが顕在化した、新しい形の危機と考えられる。IMFは、Ph.D.を取得しDr.を冠した人材を世界中から集め続ける「主導的な」国際金融機関として、そのマクロ経済に関する知見や分析能力を活かし、自らの基幹的な機能である国別、地域別、そして多国間で行うサーベイランス（各国の経済状況・政策の監視及び協議等）の能力向上、合理化、重点化のための不断的な努力を重ねつつ、こうした国際資本移動や金融資本市場に関する理解を深めるとともに、今後、業務対象の中核となり得ると予想されるこれらの新興市場国について、国内金融部門の脆弱性の実態や国際民間資本市場からの借入実態、国内金融市場の流動性の多寡が及ぼす影響等について、私見を含めて表現すれば、目の前の現実に謙虚に、Ph.D.という成功への鍵をもたらした「理論のための理論」に囚われず、十分な調査・分析、政策論議を行うべきと考えられる。

ここで私事だが、学生時代に経済原論を聴講し印象に残った恩師の言葉として、「マクロ経済学は医学のようなもの」というものがある。経済理論を極め、目の前の経済の現実と格闘し、実証分析を重ねれば重ねるほど、新たな異なる現実が発見されるという経験が、日々新たな患者の現実を目前に漢方から新薬まで処方しに苦慮するあるべき医者（の）の姿と重なり、科学者として現実への挑戦と謙虚さの重要性を学生に説かれたかったのであろう。翻って、貧困・不平等や真の豊かさのメカニズムを研究し、文字通りの Doctor of Philosophy (Ph.D.) in Economics と尊敬を集めるインドのアマルティア・センが1998年に受賞して以降、8年連続してノーベル経済学賞を出し続ける、主流派の米国経済学界の潮流を見るに、素人でもおかしいと思うような、現実が理論と離れるのは現実が不完全だからであり中長期的には理論に近づくだらうと言わんばかりの「理論のための理論」が散見される。その主流派経済学界で Ph.D. を取得した Dr. 達が IMF 等の国際金融機関に押し寄せ、そのうち1人が例えばアジア諸国のサーベイランスを担当したとする。当然自国について詳細な実証分析と政策経験を持つ各国の学者や政策当局者を相手に、どこまで有意で付加価値のある政策提言を行い得るか、アジア通貨危機時の IMF の対応への批判等を引き合いに出さずとも、明らかに疑問であろう。誤解を恐れずに言えば、「IMF の Dr. 達よ、加盟国の真の Doctor たる」ということに尽きるのではあるまいか。

仮に、こうしたサーベイランスの改善・強化の努力によって危機を予見出来たとしても、このような新しい資本収支型の危機の進行は早く、現状 IMF はこれを緊急に防ぐ十分な手段を持ち合わせていないため、危機は発生・進行しその解決をより困難にしてしまう。IMF は、このような危機を事前に予防し、また発生した危機を迅速かつ適切に解決しうる toolkit を整備することが重要で、IMF がクォータ配分を見

直し国際社会に有効な役割を果たし続け得るガバナンス構造を目指すことと合わせて、これら新興市場国からの信頼性を高めることが重要と考えられる。特に、アジアにおいて、通貨危機をきっかけに広がったと指摘される IMF との間の心理的距離を、こうした取組によって克服することは、IMF のアジアにおける正統性、有意性、信頼性の回復・向上の第一歩となる。

3. IMF の中期的戦略

ーガバナンス改革以外の重要課題ー

このような、グローバル化の進展、国際金融資本市場の発展・変化、新興市場国の急速な成長といった背景の下、IMF・世銀をはじめとする国際金融機関の業務の効率化、透明性の向上、説明責任の徹底、ガバナンスの改善を図り、ひいては国際金融市場の安定性を高めることが求められている。こうした中、ブレトン・ウッズ機関（IMF・世銀）の設立合意から60周年を迎えた2004年2月のG7において、米が国際金融機関の戦略的再検討を提案して以降、現在まで、G7、G8サミット財務大臣会合のほか、G20（20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）やIMF・世銀において議論が行われている。我が国も本年2月末に「ブレトン・ウッズ機関改革に関するG20ワークショップ」を主催し、特にIMFクォータを中心とするガバナンスの改革について広範な合意形成の機運を醸成するなど、議論の進展に積極的に貢献している。

IMFにおいては、これまでの議論を総括したIMFの中期的戦略に関する専務理事報告が昨年9月のIMFCに提出され、本年4月のIMFCには、この中期的戦略の具体的な実施に向けた専務理事報告が提出された。報告書は、その目的を昨年9月の中期的戦略報告をより具体化・明確化することとし、そのためには、国際収支の世界的不均衡の解決のような包括的な問題、能力構築（キャパシティ・ビルディング）のような各国別の問題及び金融危機の予防のような困難な問題をカバーする、具体的な提言が

必要としている。また、ブラジル、アルゼンチン等の大口融資先が経済危機から脱出し、債務早期返済によりIMFの主な歳入源である融資による利子収入が激減している中、これらの提言は、IMFの限られた予算内で行われる必要があるとしている。数多くの提言のうち、我が国の主唱するIMFクォータ等のガバナンスの改革は後述するとして、それ以外で、特に重要と考えられる点について、以下、概要を述べる。

(1) サーベイランスの改善・強化

IMFの中期的戦略においては、サーベイランスの新たな枠組みが提示され、前回2006年4月のIMFCの共同声明を受け、理事会が今後数年間のサーベイランスの目的、優先事項を明確にすること、マルチ・コンサルテーション（多国間協議）が始まったこと、為替に関するサーベイランスの機能・分析能力の検証や1977年の理事会決定の見直しも含めた検討が進められていることなど、現在その具体化に向け議論が進捗している。

① マルチ・コンサルテーション

前回4月のIMFCコミュニケでの提案を受け、6月、IMFの中期的戦略の一環として、システミックな、ないし地域的な重要性のある課題につき、世界経済の堅固な成長を維持しつつ、いかに対処していくかに焦点を当て、従来から定期的に各加盟国とIMFとの間で行われている4条協議等のバイのサーベイランスを補完するものとして、新たに多国間で行うマルチのサーベイランスの枠組みの創設が発表された。我が国としても、そこにおける議論に積極的に参加していく旨表明している。

第1回のマルチ・コンサルテーションは、国際収支の世界的不均衡問題についての包括的かつ共同的手法に焦点を当て、米国、ユーロ圏、日本、中国及びサウジアラビアというシステム上重要な国・地域に関して行われ

ている。我が国に対しては、2006年7月にラジャン調査局長、デブラー欧州局長、バートン・アジア太平洋局長等をメンバーとするミッションが来日し、財務省、日本銀行、内閣府の幹部との面会が行われた。我が国としては、このような協議における率直、建設的かつ双方向の議論を通して、国際収支の世界的不均衡問題についての相互理解が深まり、その秩序無き是正を回避していくための政策努力についての認識が高まることを期待している。同時に、結論を急いで議論が特定国間の問題に矮小化したり、特定のテーマに過度に焦点を当てたりして市場に誤った期待を抱かせるようなことのないよう、各国・地域の政策全体の整合性に配慮していくことが重要と考えている。なお、今回のIMFCの共同声明において、専務理事が第2回以降のテーマの可能性につき提案が行われることに期待が示された。

② 為替政策に関するサーベイランス

為替政策に関するサーベイランスの実効性向上を図るため、その機能・分析能力の検証やサーベイランスの原則を定めた1977年の理事会決定を見直す検討が進められている。サーベイランスの原則が策定されて既に約30年が経過している中で、この間の国際経済情勢や経済分析手法の変化に合わせ、サーベイランスが実態としてどのような問題を抱え、どのように改善し得るのかということ、まず検証することが必要と考えられる。その上で、1977年の理事会決定について、実質的にサーベイランスの実効性向上に役立つような改訂も含めた検討を行っていくこととなる。その際には、特定国あるいは特定地域の為替制度に関する議論や分析を、国際収支の世界的不均衡の問題に直結させて行うのではなく、各国の為替政策と他の国内政策を含む全体的なマクロ経済政策のパッケージに一貫性があるかという観点から、理事会において包括的な

議論が行われることが期待される。

なお、今回のIMFCの共同声明においては、サーベイランスの中期的な目的、優先事項、責任を示す付託事項に関するこれまでの作業に留意し、サーベイランスの実効性を改善する作業の一部として、更なる作業が行われることを期待し、来年春の会合で付託事項の進展についても議論を行うこととなった。

③ その他

IMFは、以上のように従来の財政政策、金融政策といったマクロ経済政策関連分野に加え、資本移動、金融セクターといった構造問題もサーベイランスの対象とすることによって強化を図っている。例えば、IMFは、世銀とともに国際金融危機の予防のために各国の金融セクターの強固さ及び脆弱性を総合的に評価する金融セクター評価プログラム(FSAP)を実施している。また、IMFは、債務持続性分析(将来にわたって、金利、成長率等の変数を考慮に入れた場合に、現在の債務残高が維持可能なものであるのか、についての分析)の精緻化にも取り組んでいる。

その他、専務理事報告には、サーベイランスの改善・強化に関し、

- (i) IMFの世界経済見通し(WEO)のマクロ経済分析と国際金融安定性報告書(GFSR)の金融市場分析とを、マクロ経済的リスクとその相互作用に関する分析を強化することによって統合すること、
- (ii) 両分析で明らかになった、主要な政策課題、地域内の連携及びグローバルなサーベイランスに与える影響に重点を置いた、地域的なワーク・プランをIMF地域局において策定すること、
- (iii) 4条協議における金融セクターの取扱いを拡大し、金融セクターとバランス・シートの脆弱性をより重視することで、より効果的な国別サーベイランスを目指すこと、
- (iv) 政策波及(スピルオーバー)効果や国境

横断的（クロス・カンントリー）な政策効果に関する経験を重視することを通じ、4条協議サーベイランスのマルチな側面を増大させること、

- (v) クロス・カンントリーな問題やグローバル・サーベイランスに対する影響に重点を当てた、地域セミナーやメディア行事を通じた、地域的なアウトリーチ活動を強化すること、
- などが提言されており、そのうち幾つかは既に実行に移されている。

(2) 新興市場国に対する危機予防の枠組みの整備—新たな融資制度の検討—

以上のようなサーベイランスの改善・強化によって、IMFが危機を予見出来たととしても、資本流出に起因する資本収支型の金融危機の進行は早く、現状IMFはこれを緊急に防ぐ十分な手段を持ち合わせていないために、危機が発生・進行しその解決をより困難にし、その被害を拡大させてしまう危険性がある。1990年代以降、中南米やアジアなどのいくつかの新興市場国において、短期資本の急激な流出による通貨・株価の下落や大規模な危機の伝染を特徴とする国際金融危機が発生した。IMFは、拡大する国際的な資本移動の急激な反転による資本収支型の金融危機を事前に予防し、また一度危機が生じてしまった場合にも迅速に対応しうる toolkit を整備することによって、これら諸国からの信頼性を高めていくことが喫緊の課題となっている。こうした観点から、新興市場国を対象とした新たな融資制度が理事会に示され、議論が進められていることを歓迎する。同じような目的で以前創設された予防的クレジット・ライン（CCL）が成功しなかった反省点に立脚し、議論を深めていくことが、新興市場国にとってのIMFの有意性を維持・強化していく上でも重要である。理事会がこの総会以降、本件に関し速やかに検討を進め、具体的成果を来春のIMFCまでに報告することとなった。

なお、アジアにおいては、地域的に危機への予防・対処を強化するプロセスが進行している。すなわち、本年5月のASEAN+3財務大臣会議では、現行のチェンマイ・イニシアティブ（CMI）の強化のための見直し作業を成功裏に完了し、地域における流動性支援の仕組みとしてより前進した枠組み（ポストCMI）に向けて、可能な選択肢を検討していくこととされた。IMFも専務理事報告において、健全な政策に関するシグナリングを含む、CMI等の地域的アレンジメントの支援を提言している。ただし、このような地域的取組は、IMFによるグローバルな危機予防策を補完する機能を果たすものであり、IMF自身による危機予防枠組みの必要性をいささかも減じるものではない。

(3) その他

その他、IMFの中期的戦略に関する専務理事報告は、

- (i) 低所得国に対する取組として、まずはミレニアム開発目標（MDGs）との一貫性を念頭に、見込まれる援助フローがマクロ経済の安定及び各国の開発目標の達成のために見積もられたコストと一貫しているかを評価し、援助フローがマクロ経済の安定を危機に晒すと判断した場合に、ドナーに対して情報提供したり、債務持続可能性に関する中期的債務戦略の枠組みを、持続可能な形でIMFプログラムの中に統合したりすること、
- (ii) IMFの政策提言、能力構築及び資金援助を、金融の安定及び経済成長に関連する制度構築を含むマクロ的に重要な問題に集中すること、
- (iii) IMF・世銀の協力について、外部パネルによるタスク・フォースを設立し、IMF・世銀の業務分担に関する1989年の覚書のアップデートにつき勧告を求めること、
- (iv) 優先項目を効果的に設定するため、IMF地域局が主体となって、4条協議の文脈の中

での技術援助 (TA) に関するノートを作成し、これを、IMF 機能局による戦略的な資源配分の基礎として活用すること、

- (v) 融資による利子収入によりサーベイランスと能力構築の費用を賄う現行のビジネス・モデルはもはや持続的でなく、主要借入国の債務早期返済による IMF の利子収入の減少を受け、全体として中期的に逡減していく予算を前提に、中期的戦略に掲げられた改革事項を含む歳出を行うとともに、新たなビジネス・モデルを構築し、技術支援等の有料化や保有資産の活用等の、長期的に安定した新たな歳入源を確保すること、

などが提言されており、具体的な実現に向けた議論の進展が期待されている。

4. IMF のガバナンス構造

—国際金融機関として—

そもそも IMF は、他の国連機関等と異なり、国際的な金融機関であり、実際、各加盟国は「株主」と称される場合も少なくない。年 1 回秋に開かれる総務会 (IMF・世銀総会) は、各加盟国 1 名ずつが総務として参加する「株主総会」としての役割を果たすのに対し (各国の投票権は出資 (クォータ) に応じる)、日常的に IMF 業務を運営する理事会は、事務局トップである専務理事を議長として、IMF 協定上選挙によらず自ら理事を任命できる、出資の上位 5 ヶ国 (米、日、独、英、仏) の任命理事に加え、これらに次ぐ出資のある 3 ヶ国 (中国、サウジアラビア、ロシア) の (単独) 選任理事が各々自国 1 ヶ国のみを代表して参加し、残り 16 ヶ国の選任理事は主に地域毎に別れた各理事選出母体を代表して参加する「取締役会」のような役割を果たす (各理事の投票権は代表する国又は選出母体構成国の出資総額に応じる)。

(1) IMF クォータ (出資) とボイス (投票権)

IMF の各加盟国は、SDR (特別引出権) で表示されるクォータ (出資) を割り当てられる。

各加盟国の出資額は、割当額と同額 (IMF 協定第 3 条)。クォータは、当該加盟国と IMF との間の権利義務関係の基礎をなすものであり、

- ① IMF における投票権数の決定基準 (協定第 12 条第 5 項)
 - ② 任命理事国の決定基準 (協定第 12 条第 3 項 (b))
 - ③ IMF 資金の利用限度額の決定基準 (協定第 5 条第 3 項)
 - ④ SDR 配分の率の基準 (協定第 18 条第 2 項 (b))
- 等に用いられている。

IMF のボイス (投票権) に関しては、各加盟国は、基礎票たる 250 票のほか、自国の割当額の 10 万 SDR 相当額毎に 1 票を有する (協定第 12 条第 5 項)。なお、増資が行われる度に基礎票の票数が増加する旨の規定はなく、基礎票の票数の変更には協定の改正が必要となる。

(IMF の協定改正の発効には、総投票権数の 85% を有する 5 分の 3 の加盟国の受諾が必要。)

また、基礎票に加えて一定額毎に 1 票を与えるという方式は、1945 年発効の IMF 原協定において採用されて以来、基礎票の票数 (250 票) を含め基本的に変更されずに現在に至っている。累次の増資により全投票権数に占める基礎票の比率が大幅に低下しており (1945 年 11.3% → 2005 年 2.1%)、途上国が中心となり IMF の意思決定過程への実効的な参画の確保を求めている。

(参考) 日本の投票権数の計算

$$133,378 \text{票} = 250 \text{(基礎票)} + 133,128$$

(クォータ 133 億 1,280 万 SDR 分)

(2) IMF の増資

IMF の一般資金勘定 (GRA) の貸付原資は加盟国からの出資金 (クォータ) によって賄われており、出資額の増加 (増資) には、総務会において投票権数の 85% の同意が必要である。増資の方法には大きく分けて、①一般増資と②

特別増資の2つの方法がある。IMF協定第3条第2項は、総務会は5年を超えない期間毎に加盟国のクォータについて一般的検討を行い、適当と認めるときには加盟国の要請に基づいてクォータの調整を提案できることとなっている。

① 一般増資(General Quota Increase)

一般増資は、IMFの流動性の強化や加盟国のクォータに世界経済における相対的地位をより良く反映するために実施される。一般増資の検討は「5年を超えない間隔を置いて加盟国の割当額につき一般的検討を行い」という協定の規定に基づき、過去12回実施されているが、第1次(1950年)、第2次(1955年)、第3次(1960年)、第10次(1993年)及び第12次増資(2003年)における増資の提案は、総務会で決議されていない。また、理事会は、一般増資の検討期限の遅くとも1年前までに増資検討のための「全体委員会(Committee of the Whole)」を設置し、総務会に検討結果を報告しなくてはならないとされている。

現在、第12次クォータ見直しの検討期間終了(2003年1月30日)後、ただちに第13次クォータ見直しの検討期間が開始されている状態にあり、終了は2008年1月30日。仮に、今期に一般増資を行う場合、理事会は2007年同日までに全体委員会を設置しなければならないこととなる。これについて昨年4月のIMFC共同声明においては、「協力的な機関としてのIMFの実効性及び信頼性が守られ、強化されなければならない。全ての加盟国のボイスと参加が確保されるとともに、クォータの配分は世界経済の進展を反映すべき。第13次クォータ見直しは、加盟国がクォータ、ボイス及び参加に関する合意に向けて進展するための機会を提供。」とされていたところである。他方、IMFの流動性の現状は、前述したように、ブラジル、アルゼンチン等の大口融資先が経済危機から脱出し、債務早期

返済等がなされており、危機時に備え常にある程度以上の流動性が必要であるものの、理事会等では歴史的に潤沢で、今のところ一般増資の必要性は無いという考え方が一般的となっている。

② 特別増資(Ad hoc Quota Increase)

したがって、後述するように、経済実勢に比して著しく過小評価されている状態にある国の増資を認め緊急にIMFの正統性を回復する必要性から、今回、特別増資を念頭に検討が行われた。IMF協定上、加盟国は、一般増資の機会であるかどうかに関わらず、いかなる時でも自国のクォータの調整について要請が可能で、要請があった場合、理事会は、加盟国と協議の後、総務会に報告しなくてはならないこととされている。特別増資の増資額はクォータ計算式及び理事会による政治的考慮に基づいて決定される。

③ IMFの増資及び各国のクォータ・シェアの推移(図表1)

IMFの設立時、連合国際通貨金融会議に出席・調印した原加盟国は30カ国。当時の5任命理事国は、(米、英、中、仏、印)。日本は1952年8月の加盟以来、理事国となっているが、5任命理事国となったのは70年11月の第5次増資以降。日本や西欧の高度経済成長が第一次オイルショック等によって終わり、世界経済が不況となる中、1973年以来、主要国間で政策協調を行う場としてG5が開催され、75年には主要先進国間の経済問題に関する首脳会合として、蔵相、外相も参加して第1回のランブイエ・サミットが行われた。IMFにおいては、1968年に日本のGNPが西ドイツを抜き自由主義陣営で世界第2位となった後も、(米、英、独、仏、日)の順番を変えるクォータ見直しは行われず、我が国の各方面における様々な尽力の結果、92年11月の第9次増資を経て、(米、日、独、英、

(図表 1) IMF の増資及び各国のクォータ・シェアの推移

	IMF 設立時		我が国の加盟時		臨時増資		第4次増資		第5次増資		第6次増資							
加盟国数	30		53		68		108		117		134							
総務会決議採択					1959.2.2, 1959.4.6		1965.3.31		1970.2.9		1976.3.22							
増資発効	1945.12.27 (協定発効)		1952.8.13		1959.4.6		1966.2.23		1970.10.30		1978.4.1							
		クォータ (百万\$)	シェア (%)	クォータ (億SDR)	シェア (%)	クォータ (億SDR)	シェア (%)	クォータ (億SDR)	シェア (%)	クォータ (億SDR)	シェア (%)	クォータ (億SDR)	シェア (%)					
1	米	2750.0	35.90	米	27.50	31.48	米	41.25	30.23	米	51.60	25.07	米	67.00	23.56	米	84.05	21.66
2	英	1300.0	17.14	英	13.00	14.88	英	19.50	14.29	英	24.40	11.86	英	28.00	9.85	英	29.25	7.54
3	中	550.0	7.44	中	5.50	6.30	仏	7.88	5.77	独	12.00	5.83	独	16.00	5.63	独	21.56	5.56
4	仏	450.0	6.15	仏	5.25	6.01	独	7.88	5.77	仏	9.85	4.79	仏	15.00	5.28	仏	19.19	4.95
5	印	400.0	5.50	印	4.00	4.58	印	6.00	4.40	印	7.50	3.64	日	12.00	4.22	日	16.59	4.28
6	加	300.0	4.20	独	3.30	3.78	中	5.50	4.03	加	7.40	3.60	加	11.00	3.87	加	13.57	3.50
7	蘭	275.0	3.88	加	3.00	3.43	加	5.50	4.03	日	7.25	3.52	伊	10.00	3.52	伊	12.40	3.20
8	白	225.0	3.23	蘭	2.75	3.15	日	5.00	3.66	伊	6.25	3.04	印	9.40	3.31	印	11.45	2.95
9	南ア	100.0	1.62	日	2.50	2.86	蘭	4.13	3.02	中	5.50	2.67	蘭	7.00	2.46	蘭	9.48	2.44
10	墨	90.0	1.49	白	2.25	2.58	豪	3.00	2.20	蘭	5.20	2.53	白	6.50	2.29	白	8.90	2.29
増資後クォータ合計		6979.5	100.00	87.34	100.00	136.44	100.00	205.81	100.00	284.33	100.00	388.05	100.00					

	第7次増資		第8次増資		第9次増資		第11次増資		中国特別増資		4カ国特別増資							
加盟国数	141		146		155		182		183		184							
総務会決議採択	1978.12.11		1983.3.31		1990.6.28		1998.1.30		2001.2.5		2006.9.18							
増資発効	1980.11.29		1983.11.30		1992.11.11		1999.1.22		2001.2.28		—							
		クォータ (億SDR)	シェア (%)															
1	米	126.08	21.16	米	179.18	20.06	米	265.27	18.14	米	371.49	17.52	米	371.49	17.38	米	371.49	17.08
2	英	43.88	7.36	英	61.94	6.94	日	82.42	5.64	日	133.13	6.28	日	133.13	6.23	日	133.13	6.12
3	独	32.34	5.43	独	54.04	6.05	独	82.42	5.64	独	130.08	6.14	独	130.08	6.09	独	130.08	5.98
4	仏	28.79	4.83	仏	44.83	5.02	英	74.15	5.07	英	107.39	5.06	英	107.39	5.02	英	107.39	4.94
5	日	24.89	4.18	日	42.23	4.73	仏	74.15	5.07	仏	107.39	5.06	仏	107.39	5.02	仏	107.39	4.94
6	加	20.36	3.42	サウジ	32.02	3.59	サウジ	51.31	3.51	伊	70.56	3.33	伊	70.56	3.30	中	80.90	3.72
7	伊	18.60	3.12	加	29.41	3.29	伊	45.91	3.14	サウジ	69.86	3.30	サウジ	69.86	3.27	伊	70.56	3.24
8	中	18.00	3.02	伊	29.09	3.26	加	43.20	2.96	加	63.69	3.00	加	63.69	2.98	サウジ	69.86	3.21
9	印	17.18	2.88	中	23.91	2.68	蘭	34.44	2.36	露	59.45	2.80	中	63.69	2.98	加	63.69	2.93
10	蘭	14.22	2.39	蘭	22.65	2.54	中	33.85	2.32	蘭	51.62	2.44	露	59.45	2.78	露	59.45	2.73
増資後クォータ合計		595.96	100.00	893.02	100.00	1367.00	100.00	2120.29	100.00	2137.11	100.00	2175.28	100.00					

(出典) IMF スタッフ・ペーパー等。

(注1) 第1次(1950年)、第2次(1955年)、第3次(1960年)、第10次(1993年)及び第12次増資(2003年)における、増資の提案は決議されていない。

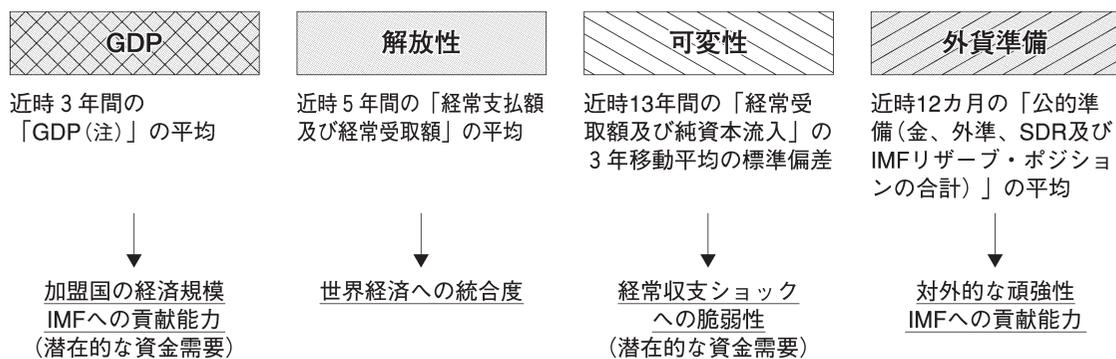
(注2) 各国のクォータ・シェア、増資後クォータの係数は、全加盟国が払込を終了した場合の係数。

(注3) 1959年の臨時増資においては、まず臨時増資前のクォータの50%を現行クォータに応じて比例配分し、3カ国(カナダ、日本、西独)に特別増資を実施。さらに、同年4月、追加加盟の14カ国への特別増資を決議。

(注4) 第6次増資においては、産油国のシェアを倍増させるために、主要先進国のシェアを減少させた。具体的には、加盟国を4つのグループ(主要先進国(G10、59%)、その他先進国(8~9%)、産油国(10%)、その他途上国(22~23%))に分類し、それぞれのグループ全体のシェアを決定した上で、個別国のクォータを決定。

(注5) 中国特別増資においては、1997年に香港が中国に返還されたことを受けて中国のみに特別増資が行われた。中国は第11次増資検討中より香港返還を考慮するよう要請していたが、時間的制約等から第11次増資においては実現せず、別途検討することとされていたもの。

(図表 2) 現行クォータ計算式における 4 変数



(注) GDP は、現地通貨ベースの各年の GDP を、各年ごとの名目為替レート（現地通貨→ドル、ドル→SDR）で SDR ベースに換算し、その 3 年間分を単純平均して算出。

仏) と日本は第 2 の出資国となるに至った。現在184カ国の加盟国を有する IMF は、世界のほぼ全ての国が加盟する国際金融機関となり、我が国は、IMF とそのミッションを支える国として、積極的に議論に参画してきている。

なお、設立以来の第 1 の出資国である米国は、一貫して15%以上のクォータ及び投票権のシェア（各17.1%、16.7%）を維持しており、IMF の理事会や総務会において重要事項の決定は総投票権数の85%以上の賛成を必要とするため、米国は一貫して IMF の重要決定事項に関して事実上の拒否権を保持し続けている。

(3) クォータ計算式 (図表 2)

クォータ計算式は、設立時、ブレトン・ウッズ方程式と呼ばれる非線形の 1 本の方程式であったが、IMF 加盟国・基金、融資の増加や役割の変化等により、現在は、同方程式を含む 5 本の線形・非線形の方程式から選択することとなっている。それぞれの方程式は、GDP、開放性、可変性、外貨準備を表す変数からなっている。

① GDP は、加盟国の世界経済における規模、

IMF への貢献能力や潜在的な資金需要を測る最も単純明快で透明性のある変数であり、名目為替レートで評価した近時 3 年間の GDP の平均値が使われている。

② 開放性は、近時 5 年間の「経常支払額及び経常受取額」の平均値が使われ、世界経済への統合度や相互依存性を反映する。通貨統合を行っている地域の資本移動の評価や、非付加価値ベースの貿易統計の二重計算等の統計的な問題も指摘されている。

③ 可変性は、経常収支ショックへの脆弱性を表し、潜在的な資金需要を表す変数とされる。近時13年間の「経常受取額及び純資本流入」の 3 年移動平均の標準偏差が使われている。

④ 外貨準備は、加盟国の対外的な頑強性を表し、貢献能力を表す変数とされる。資本市場へのアクセスを増してきたアジアの新興市場国が、通貨危機によって、そのアクセスを一気に制限され、頼れるのは外貨準備と IMF 融資のみとなった事例からもその重要性が想起される。近時12ヶ月の「公的準備（金、外貨準備、SDR 及び IMF リザーブ・ポジションの合計）」の平均値が使われている。

今回、後述するように、新しい計算式に関する議論を開始することとなったが、簡素で透明

(図表 3) GDP シェア上位20カ国 (2005年)

	国名	(単位：%)	(単位：億ドル)
1	アメリカ	27.986	124,558
2	日本	10.262	45,674
3	ドイツ	6.273	27,917
4	中国	5.020	22,341
5	イギリス	5.009	22,295
6	フランス	4.778	21,267
7	イタリア	3.967	17,655
8	カナダ	2.544	11,324
9	スペイン	2.531	11,266
10	ブラジル	1.788	7,957
11	韓国	1.770	7,876
12	インド	1.734	7,720
13	メキシコ	1.727	7,684
14	ロシア	1.715	7,633
15	オーストラリア	1.592	7,085
16	オランダ	1.415	6,299
17	ベルギー	0.835	3,717
18	スイス	0.826	3,676
19	トルコ	0.814	3,625
20	スウェーデン	0.806	3,588

(出典) IMF「世界経済見通し」データベース (2006年9月)

(図表 4) 改革開始前のクォータ・シェア上位20カ国

	国名	(単位：%)	(単位：百万 SDR)
1	アメリカ**	17.382	37,149
2	日本**	6.229	13,313
3	ドイツ**	6.087	13,008
4	フランス**	5.025	10,739
4	イギリス**	5.025	10,739
6	イタリア	3.301	7,056
7	サウジアラビア*	3.269	6,986
8	カナダ	2.980	6,369
8	中国*	2.980	6,369
10	ロシア*	2.782	5,945
11	オランダ	2.416	5,162
12	ベルギー	2.155	4,605
13	インド	1.946	4,158
14	スイス	1.618	3,459
15	オーストラリア	1.514	3,236
16	スペイン	1.427	3,049
17	ブラジル	1.421	3,036
18	ベネズエラ	1.244	2,659
19	メキシコ	1.210	2,586
20	スウェーデン	1.121	2,396

(出典) IMF スタッフ・ペーパー

(注 1) 各国の計算クォータと比べたクォータ配分の現状
 過大 ■■■ やや過大 ■■■ やや過小 /// 過小 ◇◇◇

(注 2) 「**」を付した出資の上位 5 ケ国は任命理事国。
 「*」は (単独) 選任理事国。

(注 3) 今回、改革の第 1 段階で認められた 4 ケ国特別増資に伴い、クォータ・シェアの順位は以下のように変化
 中国 第 8 位 (2.980%) → 第 6 位 (3.719%)
 メキシコ 第 19 位 (1.210%) → 第 16 位 (1.449%)
 韓国 第 28 位 (0.764%) → 第 19 位 (1.346%)
 トルコ 第 42 位 (0.451%) → 第 36 位 (0.548%)

性が高く、世界の経済実勢を反映し、多くの加盟国から支持を受けられる新計算式を目標に、期限内の合意に向け議論が進められることとなっている。

5. クォータ配分の現状 (図表 3～5)

現在の世界の経済実勢と言われて、誰もがまず思いつのが GDP である。ここで IMF 「世界経済見通し」による一般的な GDP トップ 20 (図表 3) を見てみると、G 7 諸国が上位に並ぶ中、BRICs (ブラジル、ロシア、インド、中国)、IBSAC や MIBSAC (メキシコ、インド、ブラジル、南ア、中国) 等の近年高成長を続ける新興市場国から、中国、ブラジル、韓国、インド、メキシコ、トルコといった国々

が上位に迫ってきており、ダイナミックなグローバル化の動きの一端がうかがえる。これに対し、今回の改革開始前のクォータ・シェアのトップ 20 (図表 4) と世界の主要国のクォータ配分の現状 (図表 5) をご覧いただきたい。前述した現行クォータ計算式の各 4 変数の世界におけるシェアに比べ、現行クォータ・シェアが「過大」、「やや過大」、「やや過小」、「過小」な国の国名にはそれぞれを表す網掛けがなされている。まず (図表 4) で、例えば、中国、韓国、メキシコ、トルコといった、4 変数全てについて「過小」な国は、今回、改革の第 1 段階として特別増資が認められたが、GDP ランキングと比べ順位は大幅に低く、韓国は 28 位、トルコは 42 位とトップ 20 から外れている。「やや過小」

(図表5) 改革開始前の世界の主要のクォータ分配の現状

G7	ドイツ			日本*	アメリカ
	イギリス				カナダ
その他の先進国・EU	フランス				
	イタリア				
	スペイン		オーストラリア	韓国*	
	オランダ		ニュージーランド	シンガポール*	
	ベルギー				
	スイス				
	スウェーデン				
	アイルランド				
	ルクセンブルク				
	エストニア				
サンマリノ					
新興市場国 発展途上国	南アフリカ	ロシア	インド	中国*	ブラジル
	ナイジェリア	トルコ	パキスタン	インドネシア*	メキシコ
	エジプト	サウジアラビア		タイ*	アルゼンチン
	ボツワナ	UAE		マレーシア*	チリ
	赤道ギニア	レバノン		フィリピン*	
		オマーン			
		バーレーン			

(出典) IMF「世界経済見通し」の分類による。

(注1) 計算クォータと比べたクォータ分配の現状：過大 ■■■、やや過大 ■■■、やや過小 ///、過小 ◇◇◇

(注2) 「*」を付した国は、ASEAN+3 諸国

の国を見ると、スペイン、ブラジルが順位が低く、日本、ドイツは順位は変わらないものの、米国も含めてGDPシェアとの乖離が大きくなっている。米国が先頭に立って新クォータ計算式におけるGDP重視を主張している理由がここにある。

続いて(図表5)を見ると、「*」を付した国がASEAN+3諸国だが、これらの大半が「過小」もしくは「やや過小」となっている。同じ2005年の統計でASEAN+3諸国のGDPの合計が世界のGDPに占める割合が18.9%であるのに対し、同年のクォータ・シェアは世界の13.4%と5%強もの乖離が見られる。

今日、新興市場国経済の著しい台頭など世界経済が大きく変化する中、IMFのガバナンス構造に世界経済の実勢を適切に反映させることが、IMFが国際社会における正統性、有意性、信頼性を維持するために不可欠な条件となっている。これに対し、IMFのクォータ配分の現状は、急速な経済発展を遂げているアジア諸国をはじめとする多くの新興市場国が、こうした

計数に見られるように、その経済実勢に比して著しく過小評価されているのが現状である。特に今後IMFの業務の中核が成長と変化の著しい、かつ一般的に潜在的な脆弱性を合わせ持つ、新興市場国の経済及び通貨の安定を目的としたものとなることが予想される中、これらの国々の声に真摯に耳を傾け、必要な措置を早急に講じなければ、IMFは、これらの国々に対し、その有意性を失いかねない。

6. クォータ改革の進展

クォータ配分の見直しは、IMFが国際社会に有効な役割を果たし続け得るガバナンス構造を目指すというグローバルな戦略的重要性のある課題だが、高い成長を続ける新興市場国の多いアジアにおいては、アジア通貨危機をきっかけに生じたアジア諸国とIMFとの心理的距離の克服というもう一つの意義がある。IMFの戦略的改革の機運が高まる中、我が国は問題意識を同じくする加盟国とともに「クォータ配分の著しく過小な国による特別増資」というアイ

ディアを提案、検討した。また、本年 2 月末には東京にて「ブレトン・ウッズ機関改革に関する G20 ワークショップ」を主催し、本改革について広範な合意形成の機運の醸成と議論の進展に貢献した。こうした我が国等のイニシアティブもあり、IMF 及び加盟国による活発な議論を経て、これを核とした広範な合意の機運が高まり、9 年ぶりのアジアのシンガポールにおける総会と時を同じくして、抜本的なガバナンスの改革案であるクォータとボイスの改革に関する総務会決議が各国総務によって 90.6% の賛成多数で採択されたことは歴史的意義のあることと思われる。

以下、クォータとボイスの改革に関する総務会決議の概要を紹介する。

- (1) 第 1 段階として、4 ヶ国（中国、韓国、メキシコ、トルコ）を対象とした特別増資を行う。増資規模は、現行計算クォータを用いて 3 分の 1 の過小度を改善する水準（現行クォータ全体の 1.8% の増加）とする。（この 4 カ国特別増資に伴うクォータ・シェアの順位の変化に関しては、(図表 4) の（注 3）参照。）
- (2) 理事会に対して、新しいクォータ計算式に合意するよう要請する。新計算式は、GDP に significantly higher weight を置き、また、他の変数（特に開放性）にも重要な役割を担わせるよう考慮することとする。シンガポール総会后、直ちに新計算式に関する議論を開始し、2007 年総会まで、遅くとも 2008 年春の IMFC までに、新計算式に係る作業を完了させることを理事会に要請 (request) する。
- (3) 新計算式に係る作業終了後、2007 年の総会まで、遅くとも 2008 年の総会までに、加盟国のクォータの significant な調整を達成するため、総務会に対して、新計算式に基づく第 2 次特別増資の提案 (recommend) を行うよう、理事会に要請する。ただし、基礎票に

関する協定改正が発効しない限り、第 2 段階の特別増資も発効しない。

- (4) 理事会に対し、第 2 段階の特別増資の提案とともに、協定の改正を総務会に提案するよう要請する。提案には、①基礎票を少なくとも倍増させ、低所得国全体の投票権シェアは少なくとも現在の水準を維持すること、②投票権全体に占める基礎票の割合を一定に保つこと、を含むものとする。理事会は 2007 年の総会まで、遅くとも 2008 年の総会までに、具体的な提案を提出することとする。

- (5) 総務会は、IMF が業務遂行に必要な流動性 (liquidity) を持つことを確認しつつ、将来の一般的なクォータ見直しの際、各国のクォータを世界経済に占める地位に合わせて配分するよう考慮 (consider) するものとする。

また、多くの理事選出母体 (constituency) を有する理事について、①理事室の要員を迅速に増加させること、また②協定改正により理事代理を 1 人以上任命できるよう今後検討することを、理事会に対し要請する。

さらに、理事会に対し、2007 年の総会までに、改革の進捗状況に関する報告を行うよう要請する。

7. 今後の議論

この決議は、最長 2 年間で踏むべき段階、目標と期限を明記した画期的なものであり、期限内に着実に実現するようマネジメント及び理事会が努力するとともに加盟国全体で協力する必要がある。我が国はこれを歓迎し、「改革が真に意味を持つためには、残された課題を解決して改革パッケージ全体を完遂する必要がある」とした上で、「我が国は、改革の具体的な内容確定に向けた今後の議論に積極的に参画し、引き続き主導的役割を果たして参りたい」とする大臣声明を発表した。

さらに IMFC のステートメントにおいて、

我が国として以下の点を強調した。

- (1) まず、シンガポール総会后、理事会はクォータ計算式の見直しの議論を早急に開始すべきであり、次回 IMFC までに具体的進展を報告するよう求める。新しいクォータ計算式は、加盟国が国際経済に占める地位をより適切に示したものとなるべきであり、我が国は、GDP が現在の計算式よりも更に大きな役割を果たすべきであると考えます。
- (2) また、第 2 段階の特別増資について、新たな計算式に基づき過小代表となった国を幅広く対象とすべきものであり、経済実勢を適切に反映した意義のあるクォータ配分の見直しが達成されるよう、第 1 段階と合わせ相当規模の増資を行うことが必要となると考える。基礎票の見直しについても、低所得国の声を適切に IMF の意思決定に反映させる観点から並行して議論が進められる必要がある。
- (3) これら第 2 段階の特別増資と基礎票見直しは、早ければ来年の総会までに、遅くとも 2008 年総会までに合意を得ることを目指し、一刻も早く検討が開始されるべきである。
- (4) こうした今後最長 2 年間の作業は、過去の IMF の歴史に照らしても決して容易なものではないが、我が国は、IMF を支える加盟国全体の責務として、精力的にこれを進め、IMF の正統性を確保することが、ひいては全加盟国の利益になると確信しており、各加盟国がこの認識を共有し、引き続き本議論に積極的に参画することを心から期待する。

8. 終わりに

改めて言うまでもないが、IMF は、出資（クォータ）に応じた投票権を持つ全 184 加盟国を「株主」として、専務理事を議長に各株主グループを代表する理事が「取締役会」である

理事会で業務運営に関する議論・決定を行い、「株主総会」である総務会（IMF・世銀総会）で最終的な意思決定を行う、国際的な金融機関である。その基幹的な役割は、①国際収支困難に陥った加盟国への融資を行う「Lending agency（融資機関）」としての役割と、②平時から各国の経済状況・政策の監視・協議等（サーベイランス）を定期的に行う「Consultant（コンサルタント）」としての役割である。これらの役割を果たすことで、第 2 次世界大戦に至った歴史の反省に立ち、時代を経ても変わらぬミッションとして掲げる、通貨に関する国際協力の促進、為替の安定の促進と、これらによる世界貿易・経済の拡大等を果たしてきた。

今、その IMF に改革が迫られている。その原因の根本は、これらの基幹的役割が、少なくとも近年その必要性が薄れ、グローバル化や世界経済の拡大、情報通信技術の進歩、規制緩和等を伴う国際金融資本市場の発展等といった時代の急激な変化に応じ、有効に果たされていないことにあると思われる。しかし同時に、それでも我々国際社会は、IMF に代わる国際通貨基金を持たない。

まず、① Lending agency としての役割は、短期的に、世界経済の拡大と主要借入国の債務早期返済により、融資需要自体が激減している。また、中長期的には、再び危機に陥る国が出てくる可能性もあるが、その場合にも、アジア通貨危機に見られるような資本収支型の危機の進行は早く、現状 IMF はこれを緊急に防ぐ十分な手段を持ち合わせていないために、危機が発生・進行しその解決をより困難にし、その被害を拡大させてしまう危険性がある。したがって、IMF に対しては、「Insurance（保険）」の機能を持つ新たな融資制度を求める必要がある。その際、誤解を恐れずに言えば、IMF が、ある意味で、保険業務を含むユニバーサル・バンク化することともなるため、それに伴い ALM

等リスク管理という実務面での課題の克服が重要となる。

次に、② Consultant としての役割については、まずは、ここ次半世紀の世界経済の牽引車は BRICs で 2050 年の GDP トップ 7 は (中、米、印、日、伯、露) の順と、ある意味衝撃的な現実を世界に提示したのは米国の証券会社であって IMF 調査局ではなかったということ、そして米国等の大学で Ph.D. を取得した IMF の Dr. 達が例えばアジア諸国のサーベイランスを担当した時、自国について詳細な実証分析と政策経験を持つ各国の政策当局者を相手に、どこまで有意で付加価値のある政策提言を行い得るかということに関わる問題であり、特にアジアにおいてアジア通貨危機の際の融資条件、政策提言・勧告等が不適切であったとの批判がなされているが、これに対しては、前述したように「IMF の Dr. 達よ、加盟国の真の Doctor たれ」と言うに尽きるが、行うに難し。人事を含む中長期的な不断的な努力が求められる。また、米国等は、為替政策に関するサーベイランスの実効性向上を図るため、その機能・分析能力の改善・強化や 1977 年の理事会決定の見直しを強く求めており、その検討が進められている。これも私見だが、米国から言わせれば「IMF の Dr. 達よ、加盟国の真の Consultant たれ」ということであろうか。さらに、IMF の歴史を筆者なりに大雑把に時を追って振り返ってみたが、それは第 2 次世界大戦に至った歴史の反省に立って構築が試みられた国際通貨・為替制度の歴史そのものであった。1978 年に従来の固定相場制の原則が改められて以降、G 7 等における主要国間の緊密な政策協調を通じて、変動相場制の機能改善を図る試行錯誤は今に至るまで続けられている。一方で IMF の時代を経ても変わらぬミッションは、通貨に関する国際協力の促進、為替の安定の促進、これらによる世界貿易・経済の拡大等であることは否定しようがない。

そして、そもそも IMF が如何なる「国際的な金融機関」であるかを規定するのが、文字通り、ガバナンスの問題である。誤解を恐れずに言えば、我が国をはじめ問題意識を共有する加盟国が、IMF 改革の根幹としてそこに鋭く切り込みを試みたのが、専務理事以下 IMF 事務局に火をつけ、今回の改革の一步前進につながったと評価することもできよう。今回の進展は、IMF 改革の議論と交渉の始まりの一步でしかなく、大臣声明のとおり「改革が真に意味を持つためには、残された課題を解決して改革パッケージ全体を完遂する必要がある」が、最近に至るまで IMF 事務方の間には「ガバナンスは株主の話」として関与を躊躇する空気が支配的であったところ、今後の改革の進展次第では、後世の歴史家に「大きな一步」と評され得る一步でもあったとも言えよう。

9. 筆者雑感

IMF 設立合意から 60 周年となる 2004 年の 6 月に就任したデ・ラト専務理事は、現在 57 歳。財務省で言えば丁度財務官くらいの年齢である。再選の可能性はあるものの最初の任期は、2009 年に還暦で迎えることとなる。昨年 9 月、大半を自らの書き下ろしで、意欲的かつ網羅的な IMF の中期的戦略に関する報告書を作成、取りまとめ、IMFC に提出し、本年 4 月の IMFC には、この中期的戦略の具体的な実施に向けた報告書を提出した。その半年後、今回のシンガポール総会において、2008 年までの最長 2 年間で IMF ガバナンスの包括的な改革を行う歴史的な総務会決議を 90.6% の賛成多数で採決に持ち込んだリーダーシップと熱意には、内外から驚嘆の声さえ上がっている。合わせて、マルチ・コンサルテーションをはじめとしたサーベイランスの改善・強化や、新興市場国に対する危機予防のための新たな融資制度の具体化にも意欲を燃やし、特にこの半年間、G 7、G 8 サミット、G 20 等の国際会議やバイの会談等のアウトリーチ活動のため、世界中を飛び回っ

ている。他方、こうしたデ・ラト専務理事の尽力に対し、「多国籍コングロマリットの雄弁術に長けたCEO（最高経営責任者）が、株主に
対し、任期中の株価上昇を見込んで、見かけだけの経営再建策を出したに過ぎない。」や「IMFは所詮アメリカにあるヨーロッパ人の溢れた機関。改革を叫ぶのは自分達が危ない時だけで、こちらが危機になったら、また患者を診ないで副作用の多い新薬を飲まされる。」といった厳しい、疑心暗鬼に満ちた意見も聞かれ、この問題の根深さ、難しさを物語っている。Institutional Investor 誌の9月号、シンガポール総会特集のタイトルは

“Mission IMF-possible?”

そもそもIMF改革は、2年前のG7で、米国が自国の首都にあるIMF・世銀の戦略的再検討を提案したことに端を発している。米国の戦略は何か。IMFのガバナンス、サーベイランスや融資等の業務を戦略的に如何に再検討していく積もりか。米国のアダムズ財務次官は44歳。霞ヶ関で言えばやっと課長になるかならないかの年齢である。ポールソン財務長官は米国証券会社時代を中心に就任前の訪中回数は通算70回を超える中国通と報道されている。米国議会では、中国人民元の為替の柔軟化やIMF等の効率化に向けた改革への関心も高いと聞く。

方やEU（欧州連合）ではEU議長国を中心にIMF改革についても政策の共通化に向けた試みがなされている。古代ローマから中近世、近代に至る欧州中心の世界史観から見ても、特に第二次世界大戦以降、20世紀は名実ともに「米国の世紀」となり、ブレトン・ウッズ機関/体制のみならず、事実上、米国が国際基準/世界標準（global standard）を決定・左右する時代となった。1957年のローマ条約以来の欧州統合の動きの中で、戦略的競争相手として常に念頭にあるのは、明らかに世界標準たる米国。EUは、統合の深化とともに共通政策を増やす努力を続ける中、その加盟国が既に様々な国際

機関や会議の主要メンバーであることを強みに、様々な分野で、EUでの政策の共通化・標準化の決定が国際基準の核となるような「成果」を上げてきている。EU内で共通通貨ユーロを導入している12カ国は、金融政策はECB（欧州中央銀行）に統合した上で、ユーロ・グループを形成し、財政、経済政策を中心にさらなる政策の共通化を目指している。多くの国際会議で、EU加盟国、EU議長国、ユーロ圏諸国、ユーロ・グループ議長、ECB総裁、欧州委員長等がそれぞれ共通政策について言及する場面が増えてきている。もともと欧州諸国の多い国際会議で議論を総括すると、自ずと欧州の共通政策がコンセサスとなりがちとなる。

IMFのガバナンスに関しても、米国が投票権総数の15%以上（16.7%）を保ち事実上の重要事項の決定に対する拒否権を持つが、IMF理事会の24名の理事うち、当然1名しか出せないのに対し、EU諸国が7名でスイス、ロシアも理事を出している（EUの独・英・仏だけ、もしくはユーロ圏の独・仏・ベネルクス3国（オランダ、ベルギー、ルクセンブルク）だけで15%以上の投票権）。アジアは3.5名（韓国と豪州で1名の理事）（ASEAN+3諸国で13.3%（今回の4カ国増資後は14.4%）の投票権）。これに対し、米国等からは、EUは統合した1名の理事とすべきとの意見も出されており、新興市場国の経済発展が続く中、米国と同じ事実上の拒否権を持つ理事が生まれることにつき、今は時期尚早としながらも、ユーロ諸国で1名になど、将来の可能性として語る個人的少数意見もEU諸国関係者から出てきている。また、そもそも歴代IMF専務理事は、前々回の専務理事任命にあたって、アジア、アフリカからそれぞれ候補者を擁立したことはあったものの、今までのところEU諸国の国民から選ばれており、同じブレトン・ウッズ機関である世界銀行総裁は、歴代、米国国民から選ばれている。これに関し、今回の総務会決議案とともに各国総務に送られた報告書において、専務理事

選出の透明化も 2 年間の改革パッケージの一環として検討することとされている。

なお、英国は EU に加盟しているが、ユーロを採用せずポンドと国際金融センターとしてのロンドンの地位を維持しつつ、英連邦 (The Commonwealth (of Nations)) という、かつて植民地であった 53 ヶ国の独立の主権国家からなる緩やかな連合 (約 17 億人 (世界人口の 30%)、英語を母国語、英女王を元首とし連合歌は「女王陛下万歳」) を維持している。全くの私見だが、一般に欧州の主要国は、EU に属し共通政策を表明するものの、世論や国民感情の拠り所はその国の全盛期の歴史的世界であることが多い。この点、英国は、形だけとは言われるものの、少なくとも公式にその色彩を強く残しているとも見ることではないか。IMF の関係で言えば、ブラウン英蔵相は IMF の議長を続けている。

IMF は自らの改革についてどのように進めようと考えており、それに関して専務理事、他のマネジメント等の方に考え方の違いがあるか否か。米国は、対議会や国民との関係で短期的に何をしようと考え、中長期的に何を狙っているのか。EU 諸国共通の利益がどこにあり、大陸ユーロ圏諸国との立場の違いは何か。英国は IMF 改革から政治的に何を求める積もりか。英連邦にも属し、本年 G20 議長国であるオーストラリアや、米国とともに米州から G 7 に参加するカナダは、今回の IMF 改革の議論に積極的であったが、その意図は如何なるものか。ASEAN+3 諸国の共通の利益、中国、韓国、そして何より日本の国益は何か。日本は IMF、G 7、G 8 サミット、G 20 等の国際機関・会議を如何に戦略的に位置づけるべきか。世界経済と相互依存関係の上に世界第 2 の国民経済の活動を継続している日本にとって、少なくとも、世界経済及び通貨・金融システムの安定といった IMF のミッションは、中長期的に日本の国益ともなることは否定しようがない。シンガポ

ールで G 7 やアジアの同僚が、互いの労をねぎらいつつ、口々に言っていたことがある。これまで、あくまで印象だが、日本は自国の財政、金融、経済に直接関係するテーマにつき実践的な意見を言ったり、アジアの代表としてその意見を代弁したりすることが多かった。今回、日本は IMF クォータ等の改革に関する議論で「加盟国皆の IMF のために」必要な改革を唱え、大臣、財務官等の幹部や IMF 日本理事等がそれぞれのレベルで各国の立場を踏まえた具体案を提示しながら議論をリードした。これに IMF が乗り、各国の利害や立場を超えた改革の機運が高まり、シンガポールでの合意に結びついた、と。

問題意識や志を共有する加盟国・IMF の同僚とのチーム・プレーの甲斐もあって、今回、クォータ等の改革に関する最長 2 年間の改革パッケージが採決された。歴史を紐解くまでもなく、外交・政治・経済の舞台から家庭内に至るまで「戦いは終わってから勝負」である場合も多い。改革への戦いはこれからである。決議の採択の目途が立ち、戦況が明らかとなってきたあたりから、各国・地域は、改革パッケージを具体化させる改革の第 2 段階で、如何に自分達に有利に議論を展開するか、着々と戦略を立て始め、既に所々で駆け引きも始まっている。今後の議論には相当の困難が予想されるが、今回、改革案採択の鍵となったのは、IMF のガバナンス等の改善・強化が加盟国の全体の利益となるという一点を、各国の立場を踏まえつつ如何に具体案に反映し、改革の機運や求心力に結びつけていくかという極めてオーソドックスな地道な作業であった。今後の議論においても、こうした点を念頭に、IMF 等の第 2 の出資国として、G 7、G 20、ASEAN+3 等のメンバーとして、日本の中長期的な国益を踏まえつつ、改革を真に意味ある改革とすべく、さらに戦略的な取組が求められるのではあるまいか。

(以上)